

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法が
平成28年12月
に施行されました。



長崎市人権イメージ
キャラクター
ヒマワリさん

1. 部落差別（同和問題）とは？

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

（昭和40年「同和对策審議会答申」から）

2. 部落差別（同和問題）解決への取り組みの経緯と現状

同和問題の解決を図るため、国と地方公共団体は、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区における劣悪な住宅、道路等の物的な生活環境についての基盤整備が進み、周辺地域との格差は大きく改善されました。

しかしながら、未だに同和地区出身者等に対する差別意識が根強く存在する現状があります。

3. どのような差別があるのか？

- 同和地区（部落）出身であることを理由に結婚に反対されたり、就職等で不利な取り扱いを受けるなど、偏見に基づく差別が存在しています。
- 近年はインターネット上で、不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなど、差別投稿や動画配信が行われています。
- 本人が知らないところで、身元調査が行われている実態があり、組織的な個人情報の不正取得事件が起きています。

4. 長崎市の現状（意識）は？

- 長崎市民の意識（平成27年度人権に関する市民意識調査報告書）

1 あなたは、同和地区への差別意識はまだあると思いますか。

ある43.1% ない34.5% わからない他22.4%

2 差別意識は近い将来なくすることができると思いますか。

できる22.7% 難しい49.1% わからない他28.2%

3 自分の子どもの結婚相手が同和地区出身だと知ったらあなたはどうしますか。

意思を尊重し応援する 23.9% 家族等の反対があれば認めない 2.4%

意思に任せる 50.6% 絶対に認めない 1.2%

意思が強ければ仕方ない 15.3% 無回答他 6.6%



長崎市においては、依然として差別意識が解消されているとはいえない状況です。

5. 長崎市の取り組み

部落差別の解消の推進に関する法律が施行されたことにより、国、地方公共団体が相談、教育、啓発等の施策に一層取り組むことになりました。

長崎市では、第2次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画に基づきながら、リーフレットやホームページ、人権講座等の様々な媒体を通じて、部落差別解消に向けた取り組みを進めています。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。